入　札　説　明　書

（件名）小型動力ポンプ付積載車(3)

仙　　台　　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量
(2) 調達物品の特質等
(3) 納入場所
(4) 納入期限

} 別記の１

2　競争加入者に必要な資格

(1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当する者であること。（別記９により申請した者も含む。）
(6) 別記の８の書類を提出できる者であること。

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，別添一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）を入札公告に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお，「同等品申請書兼承認書」（別紙２）については，競争入札参加申請の前に発注課の承認を受けること。

4　入札保証金

入札保証金は免除する。

5　入札及び開札

(1) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，別記様式の契約書案及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。この場合において，当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，別添質疑応答書を用い，別記５の定めるところにより，関係職員に説明を求めることができる。
(2) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
(3) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。
(4) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。
(5) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資

格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(6) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(7) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(8) 競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(9) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　供給物品名（件名）　**「小型動力ポンプ付積載車(2)」**

イ　入札金額

ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印

(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本通貨による表示とし，**総額（消費税及び地方消費税額抜き）**で入札すること。

(11)　競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。

なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(12)　競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

(13)　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(15)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(16)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限は，別記の７の(2)のとおりとする。

(17)　入札・開札日時及び場所は，別記の７の(2)のとおりとする。

(18)　競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(19)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）

(20)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(21)　入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は廃止することがある。

(22)　入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

(23)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(24)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

6　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書

(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書

(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書

(11)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(12)　公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(13)　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(14)　その他入札に関する条件に違反した入札書

7　落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 製造請負契約について，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

(4) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）について，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(5) 落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

8　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に，次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該入札を無効とする。また，落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定者を取り消し契約締結は行なわない。

(1) 「2　入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 暴排要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

9　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

10　保留条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

11　契約保証金

契約保証金は免除する。

12　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

13　支払いの条件

納入物品の代金は，検査合格後請求により30日以内に支払う。

14　契約条項

別紙契約書案，規則及び特例規則による。

15　その他必要な事項

(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 上記２(1) に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も，上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名（件名）及び数量

小型動力ポンプ付積載車　　４台

(2) 調達物品の特質等

別冊仕様書のとおり

(3) 納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町2－15）

(4) 納入期限

平成24年3月31日まで

2　競争加入者に必要な資格

(1) 資本金10,000千円以上であること。

(2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「大型・特殊車」で申請している者であること。

3　入札説明書等の公開期間，入手方法

(1) 公開期間　平成23年9月9日から

(2) 入手方法　仙台市財政局契約課ホームページよりダウンロードすること。

http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html

4　一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

(1) 提出期間　平成23年9月9日から平成23年9月27日　17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

5　仕様書等についての質問書の提出期間・場所等

(1) 提出期間　平成23年9月9日から平成23年9月27日　17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

6　入札参加資格の審査結果通知期限

平成23年10月12日

7　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

（調達責任者）　仙台市長　奥山　恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成23年10月20日　　16時10分

イ　場　所　　仙台市財政局契約課入札室

※　郵送による場合

(ｱ)　受領期間　　平成23年10月12日から平成23年10月19日まで

(ｲ)　受領期限　　平成23年10月19日　17時

(ｳ)　住　　所

（郵便番号）　980-8671

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

8　その他

入札公告に示した特質等を有する物品を納品できることを証明するものとして，競争入札参加申請書と同時に下記の書類を提出すること。

(1)　メンテナンス体制証明書　（別紙１－１，１－２）

(2)　同等品申請書兼承認書　　（別紙２）

9　本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加するもので，本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1)　受付期間　平成23年9月9日から平成23年9月27日　17時まで

(2)　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3)　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

(4)　提出方法　持参すること。

留　意　事　項

※一般競争入札参加資格認定結果通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

No	項　　目
1	一般競争入札参加申請書
2	誓約書（要綱　別記様式）
3	メンテナンス体制証明書　（別紙１－１，１－２）
4	同等品申請書兼承認書　　（別紙２）

※上記４については，事前に発注課の承認を受け，競争入札参加申請時に提出すること。

● 入札時の必要書類等

No	項　　目
1	一般競争入札参加資格認定結果通知書（写し可）
2	身分を確認できるもの （免許証・パスポート，公的機関発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。）
3	代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）
4	入札書（本市様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は，写真付名刺，健康保険証は不可。

写

収入
印紙

契　約　番　号
第　　号

製造請負契約書

1　物　件　名

2　数　　量

3　契約金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契 約 保 証 金　　免　　除

5　納　入　場　所

6　納　入　期　限　　平 成　　年　　月　　日

上記の物件の製造について，仙台市を発注者，消費税に係る〔課／免〕税業者

を受注者とし，上記事項及び次の条項によって物件の製造の請負に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
発注者　　仙　台　市
代表者　市　長　　奥　山　恵美子　　印

住　所
受注者
氏　名　　印

（総　　則）
第１条　受注者は，別冊の仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に基づき，頭書記載事項に従い，頭書の物件を製造し，発注者に納入するものとする。
２　受注者は，発注者の指示により，頭書の納入期限内において，当該物件を分納することができる。
３　設計図書に明示されていないもの，又は仕様書，図面の交互符合しないものがある場合は，発注者と受注者が協議のうえ定める。
ただし，軽微なものについては，発注者の指示に従うものとする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は，この契約により生ずる権利若しくは義務を，第三者に譲渡し又は承継させてはならない。
２　受注者は，この契約に基づく物件又は検査済み材料は，これを第三者に売却し若しくは貸与し又は担保の目的に供してはならない。
３　前２項の規定にかかわらず，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。
（一括委任又は一括下請負の禁止）
第３条　受注者は，頭書物件の製造の全部又は大部分を，一括して第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。
（特許権等の使用）
第４条　受注者は，特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
（材料の品質及び検査等）
第５条　製造に使用する材料につき，設計図書にその品質が明示されていないものは，均衡を得たものを使用するものとする。
２　製造に使用する材料のうち，あらかじめ設計図書に発注者の検査を受けることを明示されたものについては，当該検査に合格したものを使用しなければならない。
（支給材料及び貸与品）
第６条　発注者から受注者への支給材料及び貸与品の品名，数量，材質並びに引渡場所及び引渡時期は，設計図書に記載したところによるものとする。
（設計図書不適合の場合の改造義務）
第７条　受注者は，頭書物件の製造が設計図書に適合しない場合において，発注者がその改造を請求したときは，これに従わなければならない。
ただし，このために請求代金の増額又は履行期限の延長をすることができない。
（契約の変更及び中止等）
第８条　発注者は，必要あると認めるときは，受注者に対して契約内容を変更し又は製造の一時中止をさせることができる。この場合において，請負代金又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは，発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。
（受注者の請求による履行期限の延長）
第９条　受注者は，天災その他受注者の責めに帰することができない理由により，契約の履行が遅延するおそれが生じたときは，発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は，発注者と受注者が協議のうえ定める。
（一般的損害等）
第10条　製造物件の引渡し前に生じた一切の損害は，受注者の負担とする。
２　受注者は，債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは，その賠償の責めを負う。
（検　　査）
第11条　受注者は，頭書物件の製造を完成したときは，書面により発注者に通知し検査を受けなければならない。第１条第２項の規定により分納する場合も同様とする。
２　発注者は，前項の通知を受けた日から10日以内に，受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。
（検査における不合格等）
第12条　検査の結果，不合格と判定されたときは，受注者は自己の費用をもって直ちにこれを補修し又は改造等の必要な処置をとらなければならない。
（引渡し）
第13条　発注者は，第11条第２項の検査に合格したときは，当該物件の引渡しを受けるものとする。
（中間検査）
第14条　発注者は，必要ある場合には，製造の中途において出来形部分の検査を行うことができる。

（請負代金の支払い）
第15条　受注者は，第13条の規定による引渡し完了後，所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。
２　発注者は，前項の支払い請求があったときは，その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
（部分払）
第16条　受注者は，第１条第２項の規定により分納したときは，分納部分に対する請負代金相当額につき部分払いを請求することができる。
（瑕疵担保）
第17条　受注者は，引渡しの日から１年間，製造物件の瑕疵を補修し又はその瑕疵によって生じた滅失若しくはき損その他の事故に対して損害を賠償しなければならない。ただし，発注者が特に必要があると認めるときは，別に瑕疵担保の期間について定めることができるものとする。
（履行遅滞の場合における違約金）
第18条　受注者の責に帰すべき理由により，この契約の履行を遅延したときは，受注者は，請負代金（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差し引いた額）につき，遅滞日数に応じ，年3.1パーセントの割合で計算した額を，違約金として発注者　に支払わなければならない。
（発注者の解除権）
第19条　発注者は，受注者が次の各号の１に該当するときは，契約を解除することができる。
(1)　正当な理由がなく契約を履行しないとき又は頭書の履行期限内に履行できる見込みがないとき。
(2)　契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
(3)　前各号のほか契約事項に違反したとき。
２　発注者は，前項の規定により契約を解除したときは，既成物件を検査のうえ，当該検査に合格した部分は，発注者が認定する代金を受注者に支払って既成物件を発注者に帰属させることができる。
３　第１項の規定により契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の１／10に相当する額を違約金として，発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
４　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。
（談合による解除）
第19条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。
(1)　受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項に規定する排除措置命令が，同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
(2)　受注者に対してなされた独占禁止法第50条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
(3)　受注者に対してなされた独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の規定する期間内に提起しなかったとき。
(4)　受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。
(5)　受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又はその使用人）が，刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑に処せられたとき。
２　前条第２項，第３項及び第４項の規定は，前項による解除の場合に準用する。
（暴力団等排除に係る解除等）
第19条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。
(1)　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第１号に規定する一般員等をいう。以下同じ。）が暴力団員(要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。
(2)　受注者（使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為は，受注者の行為とみな

す。以下同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，前項の規定を適用する。

３　第19条第２項及び第３項の規定は，前２項による解除の場合に準用する。

４　受注者は，契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（解除に伴う措置）

第20条　契約が解除された場合においては，受注者は，発注者に返還すべき物件があるとき，これを発注者に返還しその他の物件については，発注者と協議して定める期間内に引取る等適当な措置を講じなければならない。

２　前項の場合において，受注者が正当と認められる事由がなくて所定の期間内に物件を引取らずその他適当な措置を講じないときは，発注者は受注者に代わってその物件を処分することできる。この場合においては，受注者は，これに要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償の予定）

第21条　受注者は，第19条の２第１項各号のいずれかに該当するときは，業務の完了の前後を問わず，又は発注者が契約を解除するか否かを問わず，損害賠償金として，契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし，同項第1号，第3号又は第4号に該当する場合において，排除措置命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には，この限りでない。

２　前項の場合において，受注者が共同企業体であり，かつ，既に当該共同企業体が解散しているときは，発注者は，受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払の請求をすることができる。この場合において，受注者の代表者であった者及び構成員であった者は，連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は，発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に，実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても，同様とする。

（賠償金等の徴収）

第22条　受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき契約代金とを相殺し，なお不足があるときは追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

（補　　則）

第23条　この契約に関し，発注者及び受注者間に紛争を生じたときは，発注者と受注者が協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

発注者及び受注者は,本書２通を作成し,それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

印

内　　訳　　書

品　　名	規　　格	単位	数　　量	単　　価	金　　額
(1)小計（各行の金額をたし上げて計算する。）					
(2)消費税及び地方消費税相当額					
(3)契約金額					

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

整理番号						

質　問　事　項		回　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

印

入　札　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　本人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　代理人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

住　所

委任者

氏　名　　印

私は　　を代理人と定め, 平成　　年　　月　　日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

住　所　○○県○○市○○区○○町○丁目○○番○○号

委任者　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　○○　○○　　印

私は○○○○○○を代理人と定め, 平成○○年○○月○○日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　　○○○○○○○○○○

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑

印

小型動力ポンプ付積載車(1)(2)(3)
共　通　仕　様　書
（仙台市消防団用）
２ＷＤ

平成２３年度

発注課　仙台市消防局総務部総務課

第１　入札案件

１　品　名　　小型動力ポンプ付積載車

２　数　量　　１２台

３　納入期限　　平成２４年3月３１日（土）

４　納入場所　　仙台市内（別途指示）

第２　総　則

１　目　的

この仕様書は、仙台市消防局（以下「消防局」という。）が、平成２３年度に製作する小型動力ポンプ付積載車（以下「車両」という。）の製作に関する必要な事項を定める。

２　製作上の注意

車両は、道路運送車両法、道路運送車両法の保安基準及び排出ガス規制に係る全国の都道府県条例等に適合し、完成後は道路運送車両法に規定する緊急自動車として新規登録を受けこれに合格するものであること。

また、「平成２７年度燃費基準」及び「平成１７年度基準排出ガス５０％低減レベル」を達成していること。

⑴　車両及び車両各部の構造装置等は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み、災害現場活動での使用に耐えること。特に、長距離走行等に起因する振動による金属疲労には十分配慮すること。

⑵　使用取扱に係る安全性及び操作性に優れたものであること。

⑶　清掃、点検、整備及び調整が安全かつ容易にできること。

⑷　車両の架装に使用する全ての材料は、日本工業規格品（以下「ＪＩＳ」という。）又はこれと同等以上のものとすること。

⑸　各装置及び部品の取り付けはボルトによる取り付けを基本とすること。

⑹　車両の製作にあたり、工業所有権に係る問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。

３　疑　義

製作にあたり、本仕様書に記載されていない事項が必要になった場合及び記載内容に疑義が生じた場合は、消防局の指示に従うこと。

４　新規登録の代行等

受注者は車両の新規登録に係る手続きを代行し、東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

５　登録に要する費用

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は消防局の負担とし、車庫証明その他の車両の新規登録に要する費用は

全て受注者が負担すること。

6　保証

⑴　車両の保証期間は、納入後１年間とする。

また、車両及び架装装置のメンテナンス体制の確保と、必要な消耗品、部品等の供給を納入日から最低５年間保証すること。

⑵　構造上の不具合に起因する故障については、受注者の責任において修理すること。

⑶　納入後６ヶ月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。

7　検査

⑴　検査は、中間検査と完成検査とする。

⑵　中間検査は、作業工程を考慮し随時実施する。

⑶　完成検査は、車検取得後車両納入時に実施する。

⑷　完成検査は、財政局理財部庁舎管理課の指示に従い受けるものとする。

8　提出書類

8－1　提出書類

⑴　提出する書類は、Ａ４判のファイルに一括綴じとすること。

⑵　図面は、Ａ３判又はＡ２判とすること。

⑶　外国製品に関連する取扱説明書等は、日本語に翻訳したものを提出すること。

⑷　製作を外注する場合は、次の内容の外注先一覧表を提出すること。

ア　会社名

イ　所在地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

⑸　着手届は契約の翌日までに提出すること。

⑹　工程表は契約後１４日以内に提出すること。

⑺　承認図は、契約後１ヶ月以内に提出すること。

⑻　完成図書、取扱説明書及び写真は、完成検査時に提出すること。

8－2　提出部数

⑴　着手届　　３部（返却分１部含む）

⑵　工程表　　３部（返却分１部含む）

⑶　承認図　　３部（返却分１部含む）

⑷　完成図書　　１８部（車両分、消防局分、配置署分）

ア　完成図（承認図を訂正したもの）

イ　装備品

ウ　電気系統図（架装部）

エ　使用電球型式一覧表（架装部）

オ　使用ヒューズ一覧表（架装部）
カ　自動車検査証の写し
キ　自動車損害賠償責任保険証明書の写し
ク　リサイクル券の写し
ケ　緊急自動車届出確認証の写し
コ　写真（８－４に示すもの）
サ　シャシのカタログ
シ　小型動力ポンプのカタログ

８－３　取扱説明書・・・・・・・・・１８部

⑴　シャシ取扱説明書
⑵　小型動力ポンプ取扱説明書
⑶　装備品取扱説明書（電子サイレンアンプ、赤色回転灯、その他積載品等）

８－４　写真（電子データ含む）

⑴　架装工程写真（カラーサービス判）・・・・・・１式
（架装工程ごとに撮影すること。）
⑵　完成写真（新規登録後のナンバー付のもの）
ア　前後左右及び斜め四方向撮影（カラーサービス判）・・・・・１台につき８枚
イ　左右及び後方から資機材収納部撮影（カラーサービス判）・・１台につき３枚

９　技術指導

受注者は、車両の配置先の分団又は部ごとに２日間程度、機器の取り扱い及び保守整備について無償で技術指導を行うこと。

10　保守整備体制

⑴　受注者は、消防局から点検整備及び修理依頼があった場合には、１日以内で対応すること。
⑵　受注者は、消防局から部品供給の依頼があった場合には、納品まで２日以内で対応すること。

第３　車両仕様

１　材質の規格

⑴　シャシは、平成２３年度に製作されたものを使用すること。
⑵　材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。
⑶　プラスチック類は、基本的に難燃性のものを使用すること。
⑷　ゴム類は、基本的に耐油性のものを使用すること。
⑸　木材は、変形、歪み等が生じないものを使用すること。
⑹　シーリング類は、弾力性があり経年変化で硬化しないものを使用すること。
⑺　ボルト、ナット類は、基本的にステンレス製を使用すること。

2　主要諸元

⑴　エンジン　　水冷４サイクルのガソリンエンジン

⑵　総排気量　　1,900ｃｃ以上

⑶　軸　　数　　２軸

⑷　駆動方式　　２輪駆動

⑸　変速装置　　オートマチックトランスミッション又はそれに類するもの

⑹　車体寸法

全　長　　5,000mm 未満

全　幅　　1,800mm 未満

全　高　　2,500mm 未満

⑺　車両総重量　　4,000ｋｇ未満

⑻　乗車定員　　６名

3　車台（シャシ）関係

3－1　シャシ規格

⑴　シャシはダブルキャブタイプのトラックシャシを使用すること。

3－2　トランスミッション

⑴　オートマチックトランスミッション又はそれに類するものとすること。

⑵　前進が４速以上であること。

3－3　ブレーキ装置

⑴　４輪アンチロックブレーキシステム（ＡＢＳ）を装備すること。

3－4　かじ取り装置

⑴　右ハンドルとし、パワーステアリング方式とすること。

⑵　ハンドルは、チルトできる構造とすること。

3－5　電気装置

⑴　電気装置は、直流１２Ｖのマイナスアース式とすること。

⑵　シャシエンジンのオルタネーターは、１２Ｖ－９０Ａ以上とすること。

⑶　レギュレーター及びワイヤーハーネスは、オルタネーターに適合するものであること。

⑷　バッテリーサイズは、８０Ｄ－２３型以上とすること。

⑸　ヘッドライトは、放電管式バルブ型又はハロゲンランプ型とすること。

3－6　タイヤ

⑴　装着タイヤは、スタッドレスタイヤ（スペアタイヤ含む。）とすること。

⑵　スペアタイヤの格納装置は、容易に操作が行えるものであること。

⑶　ワイヤー式タイヤチェーンを１組付属すること。

3－7　燃料タンク

⑴　タンクの容量は、５０ℓ以上とすること。
⑵　給油が容易にできる位置に取り付けること。
⑶　燃料給油口には、使用燃料の種類を表示すること。

４　車体（ボデー）関係

４－１　キャブ

⑴　キャブは、ダブルキャブとすること。
⑵　キャブ内の乗車定員は６名とし、各座席にシートベルトを取り付けること。
⑶　後部隊員用の握り棒（握り部分ラバー巻き）を後部座席前方（前座席背面）に取り付けること。
⑷　後部隊員用の握り棒付近に、金属製の収納ボックスを取り付けること。
⑸　後部座席の座面は跳ね上げ式又は取り外し式とし、座席下に収納ボックスを設けること。
⑹　座席の座面及び背もたれの表面の材質は、ビニールレザーとすること。
⑺　ドアは４箇所とし、片側２箇所ずつとすること。
⑻　各ドアに、乗降用ステップを設けること。
⑼　ドアの施錠は集中ドアロック方式とし、運転席ドアの施錠に連動して４箇所のドアの施錠及び開錠ができること。
⑽　運転席及び助手席に SRS エアバックシステムを備えること。
⑾　前席、後席側面のガラス窓はパワーウインドウ方式とすること。
⑿　エアコン及びリアヒーターを取り付けること。
⒀　助手席側のサイドミラーは電動格納式とすること。
⒁　助手席の者が後方を確認できる補助サイドミラーを取り付けること。
⒂　運転性及び助手席にサンバイザーを取り付けること。
⒃　運転席及び助手席にアシストグリップを取り付けること。
⒄　前席及び後席にゴム製のフロアマットを付属すること。
⒅　ＡＭ、ＦＭラジオを取り付けること。
⒆　フロントパネルの適切な位置に消防団章を取り付けること。

４－２　荷台架装

４－２－１　資器材収納ボックス

⑴　荷台の最前部に資器材を収納するためのボックスを設けること。
⑵　収納ボックスの構造は堅牢で、走行中の振動によるガタツキが生じないこと。
⑶　収納ボックスは上下２段式とし上下別構造とすること。また、側面左右両方に前ヒンジ扉をつけ、雨水等が浸入しない構造とすること。
⑷　収納ボックスの上段は、側面の両扉から、６５mm消防ホース（長さ２０ｍ）が各５本ずつ収納できる構造とし（側面から見て、二重巻きホースを立てて並列に５本収納できること。）、両扉から収納したホースの中間部分はライフジャケットの収

納スペースとすること。また、扉を開放した際ホースが落下しない措置を講ずること。

⑸　収納ボックス上段の床面には樹脂製のスノコを敷くこと。

⑹　収納ボックスの下段は、右側に簡易救助資器材ボックス、左側に発動発電機、三脚付照明装置、コードリール、ガソリン携行缶（２０リットル）を積載すること。

これらの資器材は固定されていながら、容易に取り出せる構造とすること。

⑺　扉には開放時の開き止めを取り付けること。

⑻　扉は閉鎖時、キャッチにより固定されるほか、ラッチ錠等により二重に固定される構造とすること。また、施錠できる構造とすること。

⑼　収納ボックス内には、扉を開放したときに自動点灯する照明を取り付けること。なお、照明にはステンレス製の保護枠を取り付けること。

⑽　収納ボックスの上部（屋根部）はアルミ縞板張りとし荷物が積載できるよう十分な強度を持たせ、周囲には高さ１０ｃｍ程度のステンレスパイプ製の枠を取り付けること。

４－２－２　小型動力ポンプ積載装置

⑴　小型動力ポンプの積載装置（以下「積載装置」という。）は、荷台の後部の適切な位置に取り付けること。

⑵　積載装置は、引出式とし、容易に引出及び収納ができる構造とすること。

⑶　積載装置は、全引出時、全収納時に固定できる構造とすること。なお、この固定装置は取り扱いが容易で、かつ強固であること。また、全収納時の固定は二重構造とすること。

⑷　積載装置に小型動力ポンプを積載したままで、ポンプ運用ができる構造であること。

⑸　全収納時に小型動力ポンプを運用した際の、冷却水及び排気ガスを車体下に流すための排出装置（荷台を貫通すること。）を設けること。

４－２－３　吸管収納装置

⑴　荷台後部左側に、吸管の収納装置を設けること。

⑵　吸管の収納は巻き込み式とし、外側から容易に延長及び収納ができる構造とすること。なお、巻き込みの大きさは、おおむね１メートルの円とすること。

⑶　吸管の固定は、専用の固定金具で３箇所以上とすること。

⑷　全収納時の小型動力ポンプの吸口に、吸管が接続できるよう吸管エルボを取り付けること。

４－２－４　ステップ

⑴　荷台最後部に、アルミ縞板張りのステップを設けること。

⑵　ステップの張り出しは、２０ｃｍ程度とし、オーバーハングを切り詰めデパーチャーアングルの確保に努めること。

⑶　リアコンビネーションランプはボデー内に組み込み、ステップ上にはみ出さないこと。なお、リアコンビネーションランプにはステンレス製の保護枠を取り付けること。

４－２－５　手すり

⑴　荷台後部の上部に左右を連結するステンレスパイプ製の手すり取り付けること。

４－２－６　資器材積載関係

⑴　荷台の適切な位置に次の資器材を積載すること。

ア　噴霧ノズル付６５mm管そう（１本）

イ　噴霧ノズル付６５mm無反動管そう（1本）

ウ　二又分水器（２レバー式１器）

エ　とび口（２本）

オ　消火栓開閉金具（スピンドルハンドル１本）

カ　防火水槽用手鍵（Ｔ字型手鍵２本）

キ　消火栓媒介金具（１個）

ク　小型動力ポンプ用投光器（三脚付１式）

ケ　剣先スコップ（１本）

コ　金てこ（１本）

サ　折りたたみ式はしご（４．２m程度１本）

シ　車輪止め（２個）

⑵　資器材は走行中の振動等により落下しないよう取り付けること。また、積載する際車体に接触する虞のある部分にはアルミ縞板を貼り付けること。

⑶　荷台両端の天端にはアルミ縞板を貼り付けること。

５　電装品

５－１　赤色警光灯等

⑴　標識灯及びスピーカー内蔵型の散光式赤色警光灯を専用のブラケットにより、キャブ屋根上に取り付けること。なお、取り付け部は適切に補強すること。

⑵　散光式赤色警光灯は、LED 方式とすること。

⑶　散光式赤色警光灯は、電子サイレンに連動して点灯する回路とすること。

⑷　標識灯の点灯は、シャシスモールライトの点灯と連動すること。

⑸　赤色点滅灯を荷台後部の上部の左右を連結するステンレスパイプ製手すりの両側に１箇ずつ取り付けること。なお、ステンレス製の保護枠を取り付けること。

⑹　赤色点滅灯は、LED 方式とし、できるだけ小型のものとすること。

⑺　赤色点滅灯は、散光式赤色警光灯に連動して点灯する回路とすること。

５－２　拡声装置付電子サイレン

⑴　拡声装置付電子サイレンのスピーカー出力は５０W 以上とすること。

⑵　拡声装置付電子サイレンのアンプの出力は５０W 以上とし、キャブ内の適切な位

置に取り付けること。

⑶　拡声装置のマイクをキャブ内の適切な位置に取り付けること。

５－３　サーチライト

⑴　サーチライト（５５Wクラスのハロゲン式）を荷台鳥居部の助手席側に取り付けること。

⑵　サーチライトは、回転、俯仰及びステーが伸縮する構造であること。

⑶　サーチライト取付部の下方にスイッチを設け、ステンレス製の保護枠を取り付けること。

５－４　電源及びスイッチ

⑴　架装関係の電装品は、増設ヒューズボックスに接続すること。

⑵　増設ヒューズは、ブレード型ヒューズとすること。

⑶　ヒューズ及び配線は、電装品ごととすること。

⑷　ヒューズボックスは、運転に支障が無く点検整備が容易な位置に取り付けること。

⑸　ヒューズボックスには、各系統及びアンペア数を明記すること。

⑹　配線は、十分容量のあるものを使用し、系統ごとに色分けすること。

⑺　配線は、保護のためグロメット及び保護管等を通し、キャブ内は内張り内等に敷設すること。

⑻　配線接続は、圧着端子を使用すること。

⑼　キャブ内の適切な位置に電装品のスイッチ（表示灯付）をまとめて取り付けること。

⑽　必要に応じ、保護リレーを取り付けること。

６　消防無線受令機

⑴　消防無線受令機を、キャブ内の適切な位置に取り付けること。

⑵　消防無線受令機の実装周波数は次のとおりとすること。

CH１　151.21MHz

CH２　152.07MHz

CH３　153.43MHz

CH４　154.19MHz

CH５　152.77MHz

なお、調整周波数は、CH５（152.77MHz）で最良となるよう調整すること。

⑶　消防無線受令機の電源はアクセサリー連動とすること。

⑷　キャブ屋根上に消防無線受令機用アンテナを取り付けること。

⑸　詳細については消防局と協議すること。

７　塗装及び記入文字

７－１　塗装要領

⑴　さび落としを完全に実施した後、さび止め塗装を行うこと。

⑵　塗装は、素地調整を十分行い、プライマー塗り、水研ぎ及びサーフェサー塗装を実施後、上塗りを３回以上行うこと。

⑶　外装は、指定する部分を除きすべて消防指定色（ウレタン系塗料、日本塗料工業会規格１４５スカーレット）とすること。（バンパー部分には塗装はしないこと）

⑷　資器材収納ボックスの内部は、若草色（オリエンタルグリーン）とすること。

７－２　防錆処理

⑴　車体全体の防錆処理を行うこと。

７－３　記入文字

⑴　記入文字の書体は、すべて丸ゴシックとし、体裁よく配列すること。

⑵　文字の記入方向は、すべて左からとすること。

⑶　記入位置及び文字は、次のとおりとすること。

記入箇所	記入文字	色	大きさ
キャブ両側	仙台市○○消防団	金色黒縁取り	１２０×１２０mm
標識灯	分団名又は部名	黒	８０×８０mm
キャブ左前方	分団名又は部名	白	１００×１００mm
キャブ両後部ドア	分団名又は部名	白	２５０×２５０mm
キャブ屋根	分団名又は部名	黄	５００×４００mm

⑷　記入文字の材質はフィルムとし、住友スリーエム製のスコッチカル（コントロールタック）又は同等以上の性能があるものとすること。また、フィルム表面をクリア加工すること。

⑸　詳細については、消防局と協議すること。

７－４　表示

⑴　スイッチ類には、すべて名称及び「ON―OFF」等の必要な表示をすること。

⑵　計器類には、名称を表示すること。

第４　小型動力ポンプ仕様

⑴　小型動力ポンプは、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」に適合するものであること。

⑵　ポンプの級別は、B－３級とすること。

⑶　エンジンは水冷式とし、４ストローク又は２ストローク分離給油式とすること。

⑷　エンジンの始動方式はセルスターター、リコイルスターター併用方式とすること。

⑸　真空ポンプは無給油式とすること。

⑹　放水口は呼称６５mm消防ねじ式とし、町野式媒介金具を取り付けること。

⑺　吸水口は呼称７５mm消防ねじ式とし、吸水口キャップを取り付けること。なお、吸水口キャップは鎖でポンプに接続し、適当な位置にキャップ受けを取り付けること。

⑻　吸管は、呼称７５mmのねじ式結合金具付のソフト吸管とし、長さは６m以上とすること。

⑼　吸管の結合金具は、両手ハンドル型とすること。

⑽　吸管には、ストレーナー、樹脂製ちりよけ籠、控え綱をつけること。

⑾　小型動力ポンプ本体に、分団部名を白文字で記入すること。

第５　消防用ホース仕様

⑴　消防用ホース（以下「ホース」という。）は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」に適合するものであるほか、本仕様に基づくものであること。

⑵　ホースは、消防用ゴム引きホースとし、呼称６５mmの長さ２０mとすること。

⑶　ホースの使用圧は、１．６MPa 以上とすること。

⑷　ホースジャケットは白色とし、袴の色は別途指定する。

⑸　ホースの結合金具は、軽合金製の町野式とすること。

第６　取付品、積載品及び付属品

⑴　取付品、積載品及び付属品は、別表１～４のとおりとする。

⑵　ホースに接続する媒介等は、日本消防検定協会の検定に合格しているものを使用すること。

【別表１】　　取付品一覧表

	品　名	個数	備　考
1	AM、FM ラジオ	１式	シャシメーカー純正品
2	サンバイザー	１式	運転席及び助手席
3	消防団章	１個	直径 150 ㎜、クロームメッキ処理
4	散光式赤色警光灯	１式	標識灯及びスピーカー内蔵型 LED 方式 スピーカー出力５０W 以上
5	赤色点滅灯（後部）	２個	LED 方式とし、できるだけ小型のもの
6	電子サイレンアンプ	１式	アンプ出力５０W 以上。 サイレンに連動し散光式赤色警光灯が点灯するもの 拡声装置マイク付
7	サーチライト	１灯	ハロゲン式５５W クラス 回転、俯仰、伸縮する構造
8	登録ナンバープレートフレーム	１式	樹脂製
9	補助サイドミラー	１個	助手席用

【別表２】　　積載品一覧表

	品　名	個数	備　考
１	小型動力ポンプ	１台	B－３級 ４ストローク又は２ストローク分離給油式水冷エンジン セルスターター、リコイルスターター併用 無給油式真空ポンプ 町野式放口媒介金具、吸口キャップ、吸管エルボ
２	吸管	１本	呼称 75mmソフト吸管 6m以上 両手ハンドル型の結合金具
３	吸管ストレーナー	１個	樹脂製
４	吸管ちりよけ籠	１個	樹脂製
５	控え綱	１本	長さ 10m、太さ 10mm程度
６	吸管スパナ	１本	
７	消火栓媒介金具	１個	75mmメスネジ 65mm差込メス
８	まくら木	１個	樹脂製又はゴム製
９	噴霧ノズル付管そう	２本	65mm管そう１本、65mm無反動管そう１本
１０	二又分水器	１器	２レバー式、65mm＜65mm（町野式）
１１	とび口	２本	普通タイプ
１２	消火栓開閉金具	１本	スピンドルハンドル
１３	防火水槽用手鍵	２本	T 字型手鍵（鍵部分のサイズに関しては別途指示。）
１４	剣先スコップ	１本	
１５	金てこ	１本	長さ 1200mm程度
１６	折りたたみ式はしご	１本	長さ４.２m程度（日本消防検定協会検定品）
１７	ガソリン携行缶	１缶	消防法適合品、金属製２０リットル入り 両脇に分団・部名を表示
１８	発動発電機	１機	４ストロークエンジン、定格出力 0.9kVA 以上
１９	投光器	１台	ハロゲン式１００V２５０W 保護枠付 ハンドル付自立型 コード３m以上
２０	コードリール	１器	屋外型、コード３０m以上
２１	三脚	１台	投光器用（伸１m以上、縮 0.5m程度）
２２	ホース	１５本	呼称６５mm、長さ２０m
２３	ライフジャケット	５着	背面に部名を表示

※積載品については、基本的に分団部名を表示すること。詳細については別途指示。

【別表３】　　付属品一覧表

	品　名	個数	備　考
1	シャシ標準工具	１式	
2	点検ハンマー	１本	１／４ポンド
2	非常信号用具	１式	２色信号灯、赤旗、三角停止板
3	タイヤチェーン	１組	ワイヤー式
4	予備キー	２個	
5	車輪止め	２個	
6	ポンプ工具	１式	
7	小型動力ポンプのカバー	１式	分団部名表示
8	キャブのフロアマット	１式	ゴム製、前後席分

【別表４】　　簡易救助資器材一覧表

	品　名	個数	備　考
1	簡易救助資器材 BOX	１個	両側に分団部名表示
2	チェーンソー	１台	スチールＭＳ１９２Ｃ－Ｅ３０ｃｍ
3	万能オノ	２挺	オノ、ハンマー、クギヌキ等の機能、１kg 程度
4	のこぎり	２挺	刃渡り３００mm 程度
5	ボルトクリッパー	１個	４５０mm
6	油圧ボトルジャッキ	２器	最大荷重４ｔ以上 ストローク２００mm以上 ジャッキしき板（2 枚）
7	救助ロープ	１巻	２０m以上
8	懐中電灯	５個	単一電池４本式
9	携帯用拡声器	１個	レイニーメガホン　ＴＳ－５１３

【配置】

・宮城野消防団　高砂分団　甲区部
・宮城野消防団　港分団　港部
・宮城野消防団　港分団　蒲生部
・宮城野消防団　港分団　和田新田部
・宮城野消防団　港分団　新浜部
・若林消防団　六郷分団　藤塚部
・若林消防団　六郷分団　種次部
・若林消防団　六郷分団　二木部
・若林消防団　六郷分団　井戸部
・若林消防団　六郷分団　三本塚部
・若林消防団　七郷分団　荒浜部
・若林消防団　七郷分団　藤塚部

㊞

［別紙１－１］

メンテナンス体制証明書

［消防団小型動力ポンプ付積載車］

1　当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

(1)　最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

(2)　入札希望者との関係

(3)　整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

(4)　点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1 日で対応いたします。

2　部品供給体制

(1)　部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

(2)　供給系統（フローチャート図）

(3)　依頼から納品までの所要日数は、 2 日以内で対応いたします。

㊞

［別紙１－２］

3　技術員の派遣体制

(1)　最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、1日以内で対応いたします。

(2)　メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

㊞

［別紙２］

同等品申請書兼承認書

［消防団小型動力ポンプ付積載車］　　(　／　枚)

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※ 上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局総務部総務課長　　㊞